

自然災害時の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報等が発表または発令された場合について、次のように定めています。

1 地震発生時の措置

1	市域で震度5弱以上の地震が発生した場合		
	区 分	学童保育室の措置	小学校の措置
	始業前	臨時閉室	臨時休業
	学校の授業中	臨時閉室	授業中止
	放課後・学童保育室 開室中	途中閉室(学童保育室からの連絡後、 保護者の迎えにより下校)翌日臨時閉 室の連絡がなければ開室	翌日臨時休業の連絡がない限り 登校
	登室時に発生した場合は、原則登室とし、下校時は帰宅し、保護者が管理となります。		
2	市域で震度5弱未満の地震が発生した場合		
	被害状況等により、学校が臨時休業するかどうかを判断しますので、学童保育室も小学校と同じ措置をとります。		

※小学校がこの措置以外の対応をした場合、学童保育室もそれに準じます。

2 気象警報発表時等の措置

茨木市に「暴風警報」、「暴風特別警報」、「暴風雪特別警報」、「大雪特別警報」、「レベル4危険警報・レベル5特別警報(大雨・河川氾濫※1)」

(「レベル4危険警報・レベル5特別警報(土砂災害※2)」、「避難指示」※3)

のいずれかが発表されたとき

	区 分	学童保育室の措置	小学校の措置
1	午前7時現在、いずれかの 警報が発表されている場合	自宅待機	自宅待機
2	午前9時までに全ての警報 が解除された場合	開室 ※学校休業日は10時から開室	解除された時点で登校
3	午前9時現在、いずれかの 警報が発表されている場合	臨時閉室	臨時休業
4	学校の授業中に警報発表の 場合	臨時閉室	授業中止(下校)
5	放課後・学童保育室開室中 に警報発表の場合	途中閉室(学童保育室からの連 絡後、保護者の迎えにより下校)	

■高潮危険警報、高潮特別警報については、閉室とはなりません。

※1 【河川氾濫】について

茨木市に関係する河川は①淀川②淀川水系神崎川・安威川となります。

「淀川レベル4河川氾濫危険警報」「淀川レベル5河川氾濫特別警報」もしくは、「淀川水系神崎川・安威川レベル4河川氾濫危険警報」「淀川水系神崎川・安威川レベル5河川氾濫特別警報」と発表されます。

※2 「レベル4土砂災害危険警報」、「レベル5土砂災害特別警報」のみの発表時について

小学校区に土砂災害警戒区域または、土砂災害特別警戒区域を含む以下の小学校のみ臨時休業となり、学童保育室もそれに準じます。

【休業となる学校】

春日丘小学校、安威小学校、福井小学校、清溪小学校、忍頂寺小学校、豊川小学校、郡山小学校、沢池小学校、山手台小学校、穂積小学校、西小学校、彩都西小学校

※3 【避難指示】について

避難指示(「警戒レベル4避難指示」「警戒レベル5緊急安全確保」)が、小学校区内に発表されている場合について、小学校は臨時休業となり、学童保育室もそれに準じます。

詳しくは、茨木市 HP「気象警報等発表時における学童保育室の対応について」をご確認ください。

https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kodomoikusei/gakudo/menu/unei_naiyo.html